

第2部 総合的な環境行政の推進

第1章 環境基本条例

第1節 制定の背景

今日の環境問題は、ごみや水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊という地球規模の問題まで、広範かつ多様化しており、この問題に早急かつ真剣に取り組むことが人類共通の課題となっています。

幸いにも、本県は、「太陽と緑の国」と呼ばれるように豊かな自然環境に恵まれ、環境は全般的に概ね良好な状況で推移しています。しかし、今後は、循環型社会の構築や潤いと安らぎのある快適環境の創出、さらには、地球環境問題への対応など、より質の高い環境を確保するための施策の展開が求められています。

このため、県では、環境保全に関する基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた「宮崎県環境基本条例」を平成8年3月に制定し、同年4月1日から施行しています。

第2節 環境基本条例の特色

宮崎県環境基本条例は次のような特色を有しています。

(1) 本県の環境保全の範囲を次のように明示したこと。(第8条)

県民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(2) 環境保全施策の総合的・計画的推進システムとして、宮崎県環境基本計画の策定(第9条)、環境の状況等を明らかにした書類の作成及び公表(第10条)、各主体が連携して環境保全を推進するための体制の整備(第25条)などを規定したこと。

(3) 環境影響評価制度の根拠を条例に位置づけたこと。(第12条)

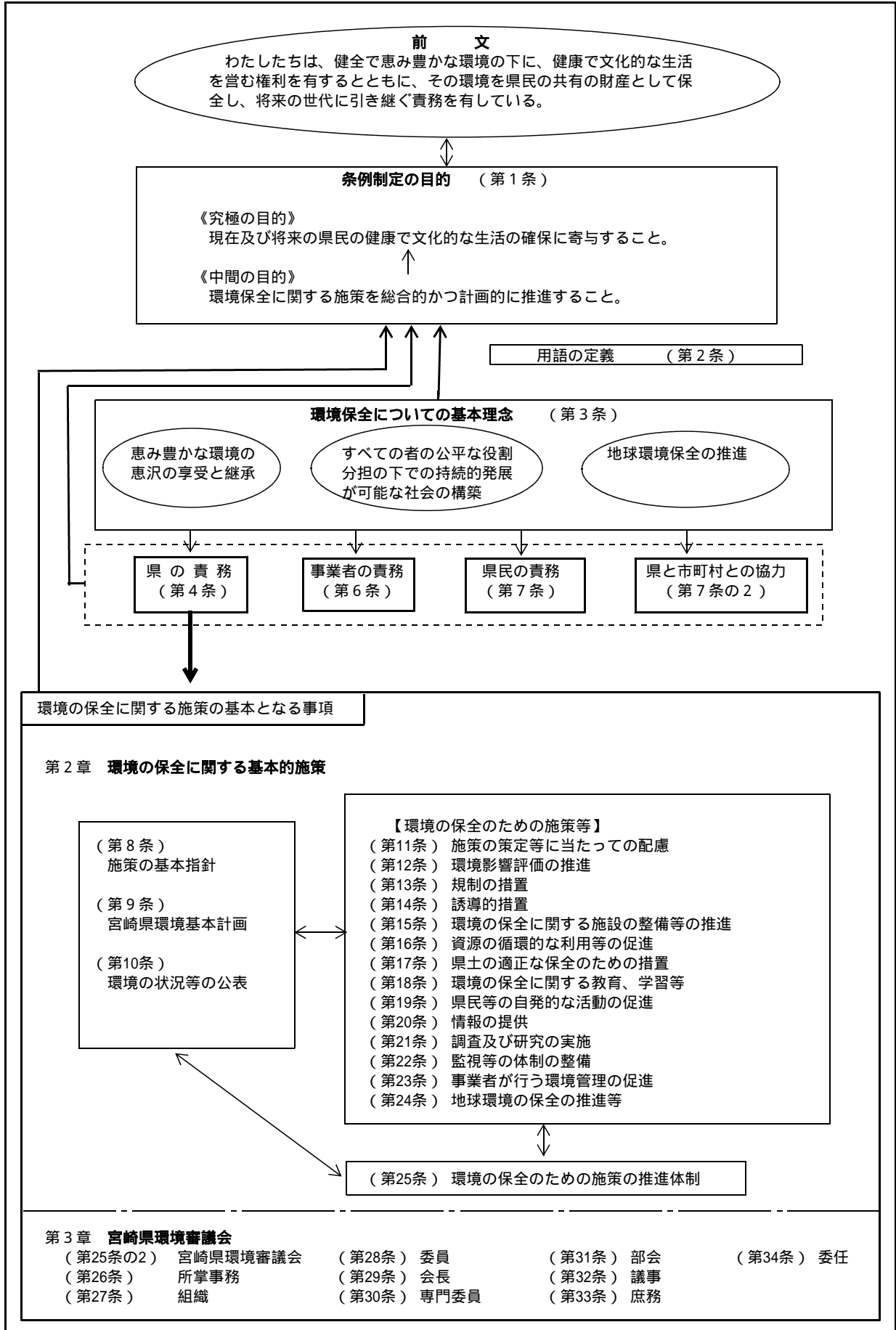
(4) 規制的措置だけでなく、誘導的措置の必要性についても明らかにしたこと。(第14条)

(5) 森林・農地の有する環境保全機能に着目して、県土の適正な保全を条例上に位置づけたこと。(第17条)

(6) 地球環境の保全に貢献する県の方針を明らかにしたこと。(第3条第3項、第24条)

(7) 環境保全に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための県環境審議会を、環境基本条例に位置づけし直したこと。(第25条の2～第34条)

図 2 - 1 - 1 宮崎県環境基本条例の構造



第3節 環境関係条例

環境関係法令を補完するとともに、本県の自然的社会的条件に応じた環境行政を推進するため、環境に関する各種の条例が制定されています。

県の環境関係条例の制定状況は、表2-1-1のとおりです。

表2-1-1 環境関係条例の制定状況

(平成14年4月1日現在)

条 例 の 名 称	公布年月日	施行年月日
宮崎県立自然公園条例	昭36. 4. 1	昭36. 4. 1
宮崎県沿道修景美化条例	44. 4. 1	44. 9.10
宮崎県公害防止条例	44.10. 1	45. 3.31
宮崎県公害紛争処理条例	45. 9.30	45.11. 1
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	48. 3.26	48. 4. 1
宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例	48. 3.26	48. 4.12
宮崎県公害健康被害認定審査会条例	49. 8.31	49. 9. 1
宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	60.10. 9	61. 1. 1
宮崎県環境保全基金条例	平 2. 3.17	平 2. 3.17
宮崎県環境審議会条例 環境基本条例に統合	6. 7. 7	6. 8. 1 (8.3.29廃止)
宮崎県空き缶等のごみ散乱防止条例	6.12.22	7. 4. 1
宮崎県環境基本条例	8. 3.29	8. 4. 1
宮崎県環境影響評価条例	12. 3.29	12.10. 1